

自動販売機設置に係る市有財産貸付仕様書

1. 貸付物件（別紙参照）

- (1) 貸付（設置）場所 上越市立上越体操場
1階ロビー
- (2) 設置台数 1台
- (3) 貸付（設置）面積

①1.04㎡（横幅1.30m×奥行0.8m）

※上記貸付面積には、回収ボックスの面積は含まない。回収ボックスの設置等については下記2（4）記載のとおりとする。

2. 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置事業者の遵守事項

(1) 設置条件

- ・ 1年以内に製造された未使用品とする。
- ・ 電気使用量を計測するための子メーター（計量法に基づく検定又は基準適合検査に合格したもので、有効期限内のもの）を設置事業者の費用負担で設置すること。
なお、設置にあたっては、市の指示に従うこと。

(2) 環境対策

- ・ ノンフロン対応機とすること。
- ・ 消費電力量の低減に資する技術（学習省エネ、ピークカット、真空断熱材、ヒートポンプ等）を導入した機種とすること。

(3) 安全対策

日本工業規格（JIS）の「自動販売機の据付基準」及び日本自動販売機工業会の「自動販売機据付基準マニュアル」等を遵守し、十分な転倒防止措置を講じること。

(4) 回収ボックス

空き容器の回収ボックスは、原則自動販売機1台に1個の割合で各設置事業者が設置すること。

ただし、設置事業者間で協議のうえ、空き容器の回収に支障のない範囲で設置個数を別途決定することができる。

(5) 防犯対策

防犯硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。

(6) 災害対応

災害対応型の機種とし、大規模災害発生時に市が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置事業者の負担により無料で提供することとする。

3. 販売商品

- (1) 種類 酒類を除く清涼飲料水とする。また、缶・ビン・ペットボトル・紙パックによる販売に限る。
スポーツドリンク（成分に糖質濃度3～8%、食塩濃度0.1～0.2%を含む飲料）を1種類以上販売すること。
- (2) 価格 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

4. 自動販売機の設置及び管理運営

- (1) 商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- (2) 専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。
- (3) 回収ボックスが満杯となる前に、空き容器等を回収し、施設外に持ち出した後は、関係法令に基づいて適切に処理すること。また、回収ボックスの設置数を設置事業者間の協議において決定した場合は、月単位で回収、処理業者を交替するなど、設置事業者間で協議し、責任を明確にしたうえで適切に行うこと。
- (4) 自動販売機の設置及び管理運営に伴う各作業の履行時においては、当該作業員は施設内の衛生管理に協力し、身なりや服装に留意すること。また、必ず名札を着用すること。
- (5) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

5. 貸付料

- (1) 貸付料は、自動販売機に係る毎月の売上金額（消費税及び地方消費税を含む）を100で除し、貸付単価を乗じて得た額（円未満切捨て）に消費税額及び地方消費税を加算した額（円未満切捨て）とする。
なお、貸付料の一部の範囲内で市長が指示する率をスポーツ振興基金寄附金として独立行政法人日本スポーツ振興センターに対し寄附を行い、残りの貸付料を市に支払うものとする。
- (2) 毎月の貸付料を市が発行する納入通知書により、納付期限までに支払うものとする。

6. 費用負担

- (1) 設置及び撤去等
自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。また、工事を必要とする場合には、市の指示に従うこと。
- (2) 電気料金
 - ・ 電気料金は、上越市立上越体操場の月ごとの「基本料金を除く電気料金」を電気使用量に応じて按分し、下記のとおりに算出する。

自動販売機電気料金

＝当該年度の自動販売機設置期間における「各月の自動販売機電気料金」の和

※1円未満切捨て

「各月の自動販売機電気料金」＝ $(A - B) \times D / C$

A＝電力会社からの電気料金請求金額（当月分）

B＝電気料金請求内訳書に記載されている基本料金（当月分）

C＝電気料金請求内訳書に記載されている電気使用量（当月分）

D＝自動販売機電気使用量（当月分子メーター計測値）

参考：上越市上越体操場電気契約形態…業務用ウィークエンド電力（常時供給）

電力量料金…夏季平日	32円98銭
その他季平日	31円57銭
休日	27円60銭

- ・ 電気料金は、市が発行する納入通知書により、納付期限までに支払うものとする。

7. 報告

設置事業者は、設置した自動販売機の毎月の商品売上数及び売上金額並びに寄附金額を翌付10日までに書面で報告すること。

8. 貸付物件の返還

契約解除等により自動販売機等を撤去する場合は、原状に回復して市の確認を受けなければならない。

ただし、市が貸付物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

9. 自動販売機設置に伴う事故

市の責に帰する事由による場合を除き、乙がその責を負う。

10. 商品等の盗難及び破損

- (1) 市の責に帰することが明らかな場合を除き、市はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品の及び自動販売機が汚損または毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

11. その他

- (1) 事業の執行、施設管理を行う上で必要な施設の閉鎖及び停電並びに電力会社による計画停電等による売上の減少等については、市はその責を負わない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項は、協議の上決定する。